

# 外国人技能実習生受入組合設立について

---

# 外国人技能実習生受入に関する組合設立

## 確認事項

◆ 発起人は**4社以上**いますか？

組合設立の要件

◆ 受入したい実習生は「**認められた業種・作業**」  
の範囲内ですか？

◆ 組合（監理団体）の**監理責任者**はいますか？

外国人技能実習  
生受入事業に関  
する要件

◆ **技能実習計画作成指導者**はいますか？

## 外国人技能実習生受入に関する組合設立

◆ 発起人は**4人(4社)以上**いますか？

発起人は協力して

「設立趣意書」

「定款」

「事業計画書」

「収支予算書」

等を作ります。



# 外国人技能実習生受入に関する組合設立

## ◆ 組合（監理団体）の**監理責任者**はいますか？

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律】

（監理責任者の設置等）

第四十条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う**事業所ごとに監理責任者を選任**しなければならない。

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則】

第五十三条 **法第四十条第一項の監理責任者**は、監理事業を行う事業所ごとに、**監理団体の常勤の役員又は職員**の中から、当該事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

**監理責任者 = 監理団体（組合）の常勤の役員又は職員を設置する必要があります**

※監理責任者の専任については、その他必要な要件もあります。

<外国人技能実習機構における「常勤」の見解（Q&Aより）>

Q 「常勤」の職員とは、どのような者のことですか。

A 「常勤」の職員は、継続的に雇用されている職員（日給月給者も含めて）が該当します。「常勤」の目安としては、健康保険等の被保険者であることなどを踏まえて判断されることとなります。



# 外国人技能実習生受入に関する組合設立

## ◆ 技能実習計画作成指導者はいいますか？

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律】

(技能実習計画の認定)

第八条 第4項

団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける**監理団体**(その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可(第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る。))の**指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。**

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則】

(監理団体の業務の実施に関する基準)

第五十二条

八 法第八条第四項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)に**規定する指導に当たっては**、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設(法第十一条第二項において準用する場合にあつては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。)を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、口に掲げる観点からの指導については、**修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。**

技能実習計画 = 技能実習計画の作成指導は**一定の経験と知識を有する役員又は職員が担当**  
する必要があります。

<修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について>

修得をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は「**取扱職種について5年以上の実務経験を有する者**」か「**取扱職種に係る技能実習計画作成の指導歴を有する者**」である必要があります。また、監理団体の役職員であつて、常勤・非常勤は問わないという見解です。

※なお、外国人技能実習機構にはこの技能実習計画作成指導者に関する職務経歴書等を提出しますので、その内容で虚偽が見つかった場合は公文書偽造等により受入停止等も考えられます。

# 外国人技能実習生受入に関する組合設立

## 確認事項

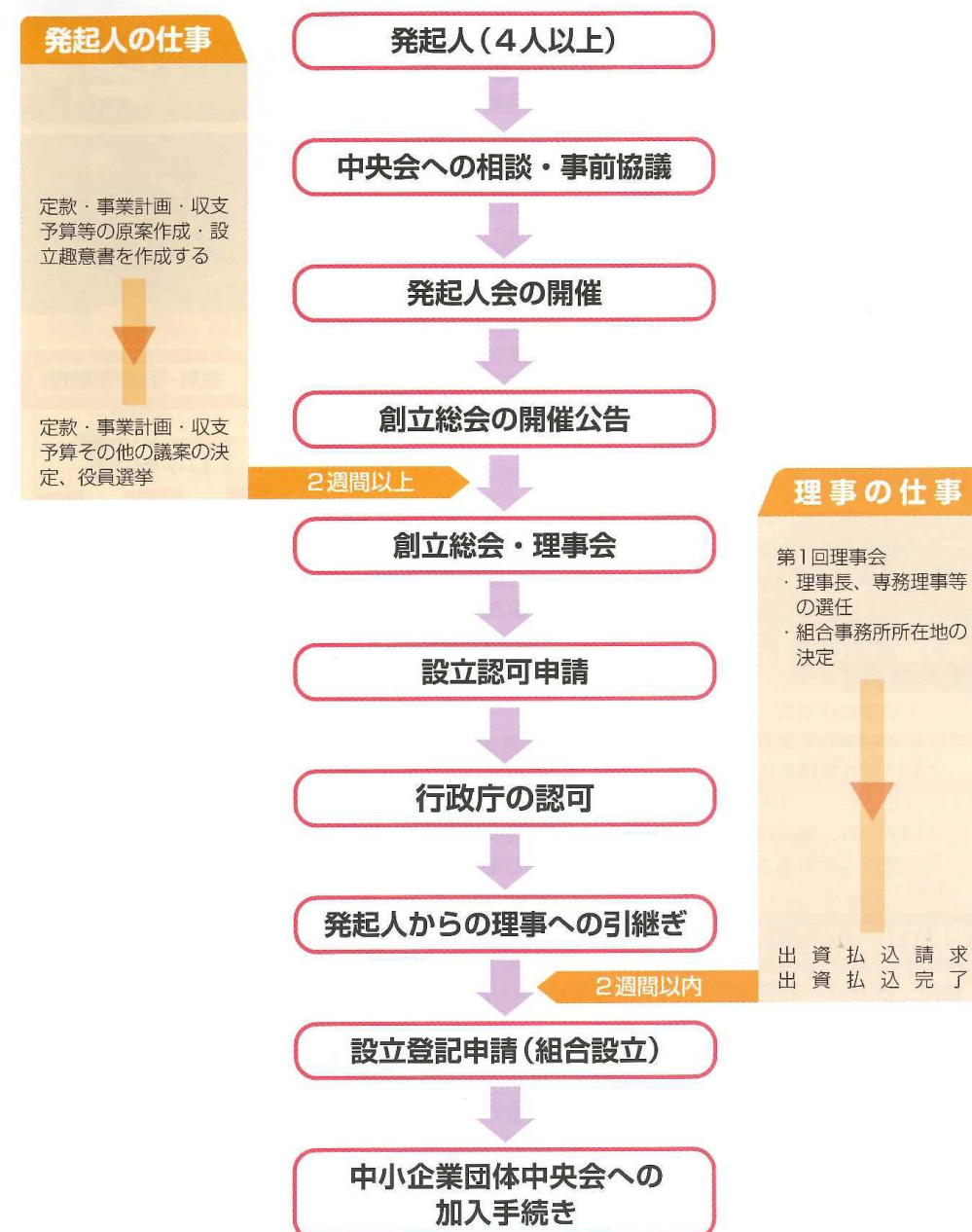
- 発起人は**4社以上**いますか？
- 受入したい実習生は「**認められた業種・作業**」の範囲内ですか？
- 組合(監理団体)の**監理責任者**はいますか？
- 技能実習計画作成指導者**はいますか？

すべてに☑の算段が想定できたら、  
設立趣意書と発起人企業の情報収集、事業計画、収支予算を進めるため「秋田県中小企業団体中央会」に連絡しましょう。 TEL:018-863-8701

# 組合設立の手順(参考)

## 組合設立の方法

組合(事業協同組合、企業組合等)を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となります。組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順となります。



組合設立発起人からの相談から設立登記までは一般的に2ヶ月~3ヶ月の時間を要します。

さらに、外国人技能実習生受入事業の場合は



設立登記後に外国人技能実習機構へ「許可申請」を提出

許可が認められた後、外国人技能実習機構へ「技能実習計画」の認定申請を提出

その認定を受けた後、法務省に在留資格認定証明書<sup>1</sup>の交付申請



---

# 外国人技能実習生受入のメリット・デメリット

---

# 外国人技能実習生受入のメリット

## ◆ 企業内の活性化

実習生は日本の技術を習得することが目的であるため、作業や業務に対する取り組み姿勢はとて真面目です。そのため、実習生を取り巻く既存従業員にもよい刺激となり、全社的に責任感が向上したり、従業員のコミュニケーション能力が向上するなどの可能性があります。

## ◆ 工程の見直し

実習生は日本語等の勉強はしてきますが、企業における作業や業務で使用される日本語をはじめから全て理解できるわけではありません。そのため作業工程や手順のマニュアル化が効果的となります。言葉の壁にとらわれないマニュアル作成や工程の見直しは、これまでに気づかなかった仕事の効率化となる場合があります。そして社内全体に「教える」または「情報の共有化」といった企業文化の育成となり、事に対する意識のレベルアップが効果も期待できます。

## ◆ 国際貢献

この制度の根本は、経済発展を担う「人づくり」に寄与するという国際協力の推進です。人が育ち、企業も成長し、国際経済も発展するグローバル活動の一翼を担う企業となります。

# 外国人技能実習生受入のデメリット

## ◆ 言葉の壁

基本的に実習生は日本語への対応力は未熟です。伝えたいことや教えたいことを言葉だけで理解してもらうには時間がかかります。じっくりと焦らずに対応してもらう必要があります。

## ◆ 文化の違い

実習生の国と日本では生活習慣に違いがあるため、日本における生活のルールを一つひとつ教える必要があります。企業の業務や作業の枠から外れる内容ではありますが、受け入れする企業は実習生の生活にも責任をもつ必要があります。

## ◆ 緊急時の対応

休日や深夜であっても実習生が体調を崩したら連絡がきます。必要な場合はすぐに医療機関等へ連れて行くなどの対応が必要です。

外国人技能実習生の受入は、業務や作業中の時だけでなく、普段の生活についても監理する必要があるため、その分の手間も考慮する必要があります。

# 会員組合員の受入状況

## 1. 受入人数(平成30年7月調査)

監理団体許可組合				
13組合				
一般監理団体(最長5年)		特定監理団体(最長3年)		
6組合		7組合		
全体	1号	2号	3号	合計
	176	300	19	495

### 一般監理団体

組合名	1号	2号	3号	合計
能代山本繊維(協)	27	44	5	76
協同組合ウール・アート	12	15	14	41
秋田中日経済交流(協)	9	16	0	25
コーディネート秋田(協)	18	25	0	43
ノースライン繊維(協)	6	4	0	10
アジア・アパレル(協)	21	42	0	63
合計	93	146	19	258

### 特定監理団体

組合名	1号	2号	3号	合計
本荘由利繊維(協)	17	34	—	51
秋田北アパレル(協)	0	9	—	9
湯雄繊維(協)	14	22	—	36
(協)エヌ・シー・エフ	13	27	—	40
秋田ジーエフワイ(協)	18	28	—	46
秋田アイエヌエフ(協)	21	34	—	55
秋田国際人材開発振興(協)	0	0	—	0
合計	83	154	—	237

## 2. 国別受入状況(平成30年4月調査)

組合名	送り出し国	1号	2号	3号	合計
能代山本繊維(協)	中国	20	25	0	45
	ベトナム	7	20	5	32
協同組合ウール・アート	中国	15	26	0	41
秋田中日経済交流(協)	中国	2	9	0	11
	カンボジア	0	21	0	21
コーディネート秋田(協)	中国	18	25	0	43
ノースライン繊維(協)	中国	6	4	0	10
アジア・アパレル(協)	中国	0	6	0	6
	フィリピン	21	33	0	54
本荘由利繊維(協)	中国	20	29	—	49
秋田北アパレル(協)	中国	0	9	—	9
湯雄繊維(協)	中国	9	11	—	20
	ベトナム	6	6	—	12
(協)エヌ・シー・エフ	フィリピン	12	27	—	39
秋田ジーエフワイ(協)	フィリピン	16	28	—	44
秋田アイエヌエフ(協)	中国	5	6	—	11
	ベトナム	23	17	—	40
秋田国際人材開発振興(協)	ベトナム	0	0	—	0
秋田国際ビジネス技術振興(協)	中国	0	6	—	6
合計		180	308	5	493

送り出し国	1号	2号	3号	合計
中国	95	156	0	251
フィリピン	49	88	0	137
ベトナム	36	43	5	84
カンボジア	0	21	0	21
合計	180	308	5	493